入　札　説　明　書

「令和９年度国立能楽堂構内で使用する電気の調達」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）によって改正された政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号)、政府調達手続に関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　　令和８年１１月１３日

２．契約担当役等

（１）契約担当役　独立行政法人日本芸術文化振興会　理事長　長谷川　眞理子

（２）調達機関番号　５７４

（３）所在地番号　１３

３．調達概要

（１）品目分類番号　２６

（２）購入等件名及び数量

令和９年度国立能楽堂構内で使用する電気の調達

（予定契約電力 350kW 予定使用電力量 779,000kWh）

（３）調達件名の特質等　　詳細は別紙仕様書のとおり

（４）供給期間　令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで

（５）需要場所　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号（国立能楽堂構内）

４．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和８年度の「物品の販売」で「Ａ」又は「Ｂ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。

（５）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ｉ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（６）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（７）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１８条の規定に基づき、契約担当役が定める入札参加資格者として、省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

（８）仕様書に定める「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給すること。また、当該再生可能エネルギー電源の割当計画が、仕様書に定める比率を満たす計画となっていること。

（９）契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

５．担当部課及び担当者

〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　事務棟２階

財務部契約課契約係　担当者　川野・吉田

電話　　０５０－１７５４－５９８１（直通）

６．入札書、申請書及び資料の提出場所及び受領期限等

（１）本競争の参加希望者は、封印した入札書に、競争参加資格の確認のための書類及び入札公告に示した物品を供給できることを証明する書類（競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）をいう。）を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

上記４．（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い入札書、申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４．（１）及び（３）から（９）までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとす

る。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに入札書、申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①入札書、申請書及び資料の受領期間及び期限

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月１４日（月）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時まで。

②提出先

場所：〒１５１－００５１　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会

国立能楽堂事業推進課事業推進係　佐藤

電話　０５０－１７４１－３９３７（直通）

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。

（３）資料は、別紙「提出書類について」に従い作成すること。

（４）競争参加資格の確認は、入札書、申請書及び資料の受領期限の日をもって行うものとする。

（５）その他

①入札書、申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された入札書、申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における入札書、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記５．に同じ。

７．質問について

（１）期　限：令和８年１２月７日（月）午後５時

（２）仕様に関する質問は、国立能楽堂事業推進課事業推進係にて文書（別記様式６）で受け付ける。電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

電子メール　suishin-nnt@ntj.jac.go.jp

ＦＡＸ番号　０５０－３８５２－５４６１

なお、提出後６．（１）②の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

８．開札の日時及び場所

（１）日　時：令和９年１月８日（金）午前１１時

（２）場　所：東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立能楽堂１階　第２会議室

（３）開札は、競争参加者等を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（４）競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

９．入札方法

（１）入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。

（２）入札価格は、入札者各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とした、あらかじめ振興会が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の総価とするので、入札書には、基本料金単価（税抜き）及び電力量料金単価（税抜き）を根拠とした、月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価（１円未満切捨て）の総価を記載すること。なお、入札者が発電に必要とする燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含めないものとする。

（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は単価（消費税及び地方消費税を含まない。）で行う。

１０．入札保証金及び契約保証金　　免除

１１．入札の無効

（１）入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会

計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札並びに電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（２）上記４．（９）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（３）契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４．に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

１２．落札者の決定方法

（１）本件の物品を供給できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第６条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

１３．競争入札の延期又は廃止

（１）競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。

（２）談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

（３）本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

１４．契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

１５．関連情報を入手するための照会窓口

上記５．に同じ。

１６．調達内容の検査等

（１）落札者が入札書とともに提出した書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

（２）納入検査終了後、当該物品等を使用している期間中において、落札者が提出した書

類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

１７．その他

（１）落札者は、落札決定後速やかに入札金額に対応した内訳書（別記様式７）を提出すること。

（２）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。

（４）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。

（５）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止基準に基づく取引停止を行うものとする。

（６）会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。

（７）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（８）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（ 参照：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html ）

（９）本入札説明書の別記様式１～５、別記様式７、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

（１０）その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」「文部科学省発注工事請負等契約規則別記第三号物品供給契約基準」による。

入札説明書別紙

提出書類について

記

１．競争参加資格の確認のための書類
（１）競争参加資格確認申請書（別記様式１）
（２）一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
（３）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
（４）適合証明書（別記様式２）
※条件を満たすことを証明する書類を添付すること。
（５）特定電源割当計画書（別記様式３）
（６）誓約書（別記様式４）

２．供給体制を示す書類
（１）電力安定供給証明書（別記様式５）
（２）供給（予定）設備の概要説明書（任意様式）
※場所、供給容量、種別等を記載すること。
（３）障害支援体制に関する資料（任意様式）
※電気供給に障害が発生した場合の緊急連絡体制図を含む。
※社内の体制だけでなく、振興会との連絡体系、担当部署名、連絡先（電話番号）及び対応時間・曜日も明記すること。
（４）競争参加者において電気供給条件を定めている場合は、証明する書類（全ての約款）
※定めていない場合はその旨を記載すること。

３．上記１．及び２．の確認書類のほか、次の書類を提出すること。
（１）封印した入札書
※入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。
（２）委任状（委任する場合のみ）
※封印せずに提出すること。

【注意事項】
（１）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。
（２）提出書類の取扱い等
①提出書類は、７部を作成すること（入札説明書１７．（９）により押印省略可）。散逸等の防止のため、Ａ４版にまとめ、１部ずつ紙ファイル等を利用し綴じること。
②資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
③提出された書類については、競争参加資格の確認及び技術審査以外に無断で使用することはない。
④一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

以上

別記様式１

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
　理事長　　長谷川　眞理子　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

令和８年１１月１３日付で公告のありました「令和９年度国立能楽堂構内で使用する電気の調達」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書別紙　記１．（２）に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
２．入札説明書別紙　記１．（３）に定める小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
３．入札説明書別紙　記１．（４）に定める適合証明書（別記様式２）
４．入札説明書別紙　記１．（５）に定める特定電源割当計画書（別記様式３）
５．入札説明書別紙　記１．（６）に定める誓約書（別記様式４）
６．入札説明書別紙　記２．（１）に定める電力安定供給証明書（別記様式５）
７．入札説明書別紙　記２．（２）に定める供給（予定）設備の概要説明書（任意様式）
８．入札説明書別紙　記２．（３）に定める障害支援体制に関する資料（任意様式）
９．入札説明書別紙　記２．（４）に定める電気供給条件（全ての約款）

以　上

（押印を省略するときは下記に記載すること）
本件責任者（氏　　名）：
担　当　者（氏　　名）：
責任者連絡先（電話番号）：
担当者連絡先（電話番号）：

別記様式２

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
　理事長　　長谷川　眞理子　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　　号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

２　令和６年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	令和６年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：ｋｇ－ＣＯ２／ｋＷｈ）		
②	令和６年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別添１により算出した値を記載すること。
注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が７０点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

（押印を省略する場合には下記に記載すること）

本件責任者（氏　　名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者（氏　　名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者連絡先（電話番号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者連絡先（電話番号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別添１

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１．条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和６年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度の未利用エネルギー活用状況、③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値以下の表に当てはめた場合の合計点が７０点以上であること。

要　素	区　分	配　点
①令和６年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数（単位：ｋｇ－CO_2／ｋＷｈ）	0.000 以上　0.375 未満	７０
	0.375 以上　0.400 未満	６５
	0.400 以上　0.425 未満	６０
	0.425 以上　0.450 未満	５５
	0.450 以上　0.475 未満	５０
	0.475 以上　0.500 未満	４５
	0.500 以上　0.520 未満	４０
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	１０
	0% 超　0.675% 未満	5
	活用していない	0
③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00% 以上	２０
	8.00% 以上　15.00% 未満	１５
	3.00% 以上　8.00% 未満	１０
	0% 超　3.00% 未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２．添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

３．契約期間内における努力等

（1）契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が７０点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（2）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

（表）各用語の定義

用語	定義
①令和６年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数	「令和６年度１ｋＷｈ当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。令和６年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） １．新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 ２．温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和６年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端（ｋＷｈ））を令和６年度の供給電力量（需要端（ｋＷｈ））で除した数値。 （算定方式） 令和６年度の未利用エネルギーの活用状況（％） ＝ $\frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和６ 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８

	号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第３項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス ３．令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４．令和６年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和６年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） 令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況（%） $= \frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和６年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ １．令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ②グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（ｋＷｈ） ③Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（ｋＷｈ） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（ｋＷｈ） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量（ｋＷｈ） ２．再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的Ｄ	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点

R取組 地域における再エネの創出・利用の取組	から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力したに対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、別記様式２及び別添１にのみ適用する。

別記様式３

特定電源割当計画書

独立行政法人日本芸術文化振興会
　　理事長　　長谷川　眞理子　　殿

〔住　　所〕
〔商号又は名称〕
〔代表者役職及び氏名〕

令和９年度に以下の通り独立行政法人日本芸術文化振興会(国立能楽堂)に電力を供給することを計画する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、独立行政法人日本芸術文化振興会(国立能楽堂)に移転する計画である。

１　お客様情報
　需要施設名　　国立能楽堂
　需要施設住所　　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号
　契約電力　　常用線３５０ｋW、予備線３５０ｋW

２　供給期間
　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量(kWh)【A】													
供給電力量(kWh)【B】	56,000	55,000	67,000	76,000	79,000	84,000	70,000	59,000	58,000	56,000	60,000	59,000	779,000
再エネ比率(%)【A/B】													

（押印を省略する場合には下記に記載すること）

担当者等連絡先
本件責任者（氏名）
担　当　者（氏名）
責任者連絡先（電話番号）：
担当者連絡先（電話番号）：

別記様式３
【別添】環境価値の属性情報(見込みを含む)

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値 移転量 (kWh)
FIT非化石証書(再エネ指定)	○○発電所	○○県○○市○○	太陽光、風力、バイオマス発電等	○○
非FIT非化石証書(再エネ指定)	○○発電所	○○府○○市○○	大型水力発電	○○
			合計(kWh)	

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

別記様式４

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４１７号）第２条第１項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

１）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

２）暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

３）暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

５）総会屋

６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

７）特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

８）その他前各号に準ずる者。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

（４）役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（５）役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　　長谷川　眞理子　　殿

〔住　　所〕

〔商号又は名称〕

〔代表者役職及び氏名〕

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）

担　当　者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※　個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※　法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式４

（別紙）

役員等名簿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　職　名	（フリガナ） 氏　　名	生年月日	備　考
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	
	（　　）	年　月　日	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別記様式５

電 力 安 定 供 給 証 明 書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
　理事長　　長谷川　眞理子　　殿

件　　名　　令和９年度国立能楽堂構内で使用する電気の調達

契約電力等　　予定契約電力：常用線３５０ｋW、予備線３５０ｋW
　　予定使用電力量：７７９，０００ｋWｈ

履 行 期 間　　令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで

履 行 場 所　　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号（国立能楽堂構内）

上記につきまして当社は、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を含んで供給し、貴振興会の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明いたします。

以上

住　　所
商号又は名称
代表者役職及び氏名

（押印を省略する場合には下記に記載すること）
本件責任者（氏　　名）：
担　当　者（氏　　名）：
責任者連絡先（電話番号）：
担当者連絡先（電話番号）：

別記様式６

令和　　年　　月　　日

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理　事　長　　長谷川　眞理子　　殿

質問者
【　　住　　所　　】
【 商 号 又 は 名 称 】
【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】
【 担 当 者 連 絡 先 】　TEL :
Mail :

件 名　　令和９年度国立能楽堂構内で使用する電気の調達

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項

別記様式7

件名：令和9年度国立能楽堂構内で使用する電気の調達

内訳書

年　月	基本料金								電力量料金						合計（円）
	常用電力				予備電力			計（円）	平日時間使用電力量（kWh）	平日時間電力量料金単価（円／kWh）※税抜き	休日時間使用電力量（kWh）	休日時間電力量料金単価（円／kWh）※税抜き	燃料費調整単価（円／kWh）	計（円）	
	契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW・月）※税抜き	力率調整（%）	小計（円）	契約電力（kW）	基本料金単価（円／kW・月）※税抜き	小計（円）								
	a	b	c	d=a*b*((100−c)/100)	e	f	g=e*f	h=d+g	i	j	k	l	m	n=i*j+k*l	o=h+n
令和9年4月分	350			0.00	350		0.00	0.00	38,248		17,752			0.00	0
令和9年5月分	350			0.00	350		0.00	0.00	37,565		17,435			0.00	0
令和9年6月分	350			0.00	350		0.00	0.00	45,761		21,239			0.00	0
令和9年7月分	350			0.00	350		0.00	0.00	51,908		24,092			0.00	0
令和9年8月分	350			0.00	350		0.00	0.00	53,957		25,043			0.00	0
令和9年9月分	350			0.00	350		0.00	0.00	57,372		26,628			0.00	0
令和9年10月分	350			0.00	350		0.00	0.00	47,810		22,190			0.00	0
令和9年11月分	350			0.00	350		0.00	0.00	40,297		18,703			0.00	0
令和9年12月分	350			0.00	350		0.00	0.00	39,614		18,386			0.00	0
令和10年1月分	350			0.00	350		0.00	0.00	38,248		17,752			0.00	0
令和10年2月分	350			0.00	350		0.00	0.00	40,980		19,020			0.00	0
令和10年3月分	350			0.00	350		0.00	0.00	40,297		18,703			0.00	0
令和9年度合計									532,057		246,943				0 … 入札金額

※c：力率は仕様書に基づき各月ともに100パーセントであるので、その場合の調整率を記入すること。
k：各月の合計金額は1円未満切捨てとする。
総合計金額は、入札書本紙の金額と一致させること。

i：燃料費調整単価については、適用する事業者であるか適用しない事業者であるかを問わず、入札価格には含めないものとする。
燃料調整費については、仕様書6．（6）のとおり、東京都管内の旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。

◆以下のいずれかに○をつけること。

当社が落札した場合、燃料調整費額を別途、	・ 要します
	・ 要しません

令和　　年　　月　　日

競争参加者
〔住　　所〕
〔商号又は名称〕
〔代表者役職及び氏名〕

（押印を省略するときは下記に記載すること）

〔本件責任者〕（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

〔担当者〕（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

〔責任者連絡先〕（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

〔担当者連絡先〕（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿